



合併処理浄化槽は

一括契約がお得です!

各家庭で合併処理浄化槽を設置したときは、維持管理のため保守点検、清掃、法定検査を行うことが法律で義務付けられています。

浄化槽法（抜粋）
 第10条 浄化槽管理者は、毎年1回浄化槽の保守点検及び清掃をしなければならない。
 第11条 浄化槽管理者は、毎年1回指定検査機関（社愛媛県浄化槽管理センター）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

従来は、保守点検、清掃、法定検査の3項目をそれぞれの専門業者と契約しなければなりませんでしたが、現在は一括契約することもできます。（単独浄化槽は契約できません）

この制度については、現在契約している保守点検業者又は下記のとおりまでお問い合わせください。

合併処理浄化槽 料金表（主なもの）

（単位：円）

人槽	点検回数	前納一括料金			保守点検料金	一般清掃料金	法定検査料金	一般料金合計
		点検	清掃	検査				
5	年3回点検（別に薬剤投入3回）	22,050	46,850	5,000	23,730	21,000	5,000	49,730
		19,800						
		5,000						
7	年3回点検（別に薬剤投入3回）	24,150	53,300	5,000	25,510	26,250	5,000	56,760
		24,150						
		5,000						
10	年3回点検（別に薬剤投入3回）	26,250	71,150	5,000	28,030	42,000	5,000	75,030
		39,900						
		5,000						

浄化槽一括契約のメリット

- 個々で行っていた保守点検・清掃・法定検査が同時に契約できます。
- 一括契約を行うと料金が割安になります。
- 年間の費用が明確になり、安心して浄化槽をご利用いただけます。
- 保守点検・清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査を行います。
- 一括契約を行うことにより、浄化槽についてのトラブルに迅速に対応できます。

浄化槽法の一部を改正する法律が平成18年2月1日から施行されました。特に、毎年定期検査の未受検者に対する指導監督権限が強化され、罰則も設けられました。法定検査などを必ず受けるようになります。

また、浄化槽の使用を廃止したときは、保健所への届出が義務づけられました。届出を行わない場合も罰則が設けられました。

問い合わせ

中予浄化槽管理協同組合

☎ 923-5608

ごみ分別Q&A

〜びん類〜

- Q** びん類に分別するものは、どのようなものですか？
- A** 飲食品が入っていたガラス製容器が代表的なものです。
- Q** びん類の分別に該当しない代表的なものとは？
- A** 化粧品が入っていたびんや、割れたびんです。埋立ごみに分別してください。
- Q** びん類の出し方は？
- A** 缶類やペットボトルと同じように、中身が残らないようにすいでください。
- ふたは、ラベルや容器の表示を見て金属製は金属類に、プラ製はプラ類に分別してください。ラベルは、なるべく水やお湯に浸してはがしてください。

ごみ減量一ロメモ

紙類の分別と行方（紙バック、雑誌類）

紙バックは、トイレトペーパーやティッシュペーパーの原材料になります。紙バック30枚分のパルプはトイレトペーパーが5ロールできる量と言われています。それほど良質の材料なので、紙バックを分別するのです。

皆さんがきちんと雑誌類に分別した新聞・段ボール・紙バック以外の紙類は、絵本や菓子箱などの厚紙の原材料になります。

容量500ml未満の紙バックや、酒バックのように内側がアルミ箔コートされているものは可燃ごみです。

ごみ減量対策委員会